最終更新日：2015年5月13日
ミライアル株式会社
代表取締役社長 山脇 秀夫
問合せ先：専務取締役　兵部　匡俊
証券コード：4238
http://www.miraial.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性及び客観性を高めるとともに、法令・社会規範・倫理を遵守した健全経営を確立し、これを維持しながら、企業価値を積極的に高めることが重要であると考えております。また、株主ならびに従業員、そして顧客を含む取引先、地域住民等のステークホルダーに対し、それぞれの責任を果たしていかなければならないと考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要な課題と認識し取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ワイエム管財	1,810,000	20.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	875,900	9.74
ビービーエイチ　フイデリテイ　ピユーリタン　フイデリテイ　シリーズ　イントリンシツク　オポチユニテイズ　フアンド	631,800	7.02
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー	351,490	3.91
兵部　行遠	300,000	3.33
ビービーエイチ　フオー　フイデリテイ　ロー　プライスド　ストツク　フアンド（プリンシパル　オールセクター　サブポートフオリオ）	207,200	2.30
ザ　バンク　オブ　ニューヨークージャスディック　トリーティー　アカウント	205,800	2.28
ザ　バンク　オブ　ニューヨーク　ー　ジャスディック　ノン　トリーティー　アカウント	194,400	2.16
イハラサイエンス株式会社	186,300	2.07
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー　505103	165,200	1.83

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは定期的に会合を行っており、監査方針、監査計画、監査実施状況等について話し合い、必要に応じて報告を求め、監査の妥当性の把握に努めております。一方、当社は内部監査室を設置しておりますが、監査役会と内部監査室とは定期的に会合を行っており、内部監査方針、内部監査計画及び内部監査報告書、改善指示書、改善報告書等の内容を参考に意見交換を行っております。また、重要事項については監査役及び会計監査人に報告を行っており、監査役監査の効率的かつ適正な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松永　夏也	他の会社の出身者													○
田中　勝司	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松永　夏也	○	―――	監査法人および経営コンサルティング会社での豊富な業務経験と公認会計士としての専門知識を生かし、経営監視能力を十分に発揮できると判断しております。また、関係会社や主要な取引先の関係者ではなく、監査役報酬以外に当社から報酬を受けておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため独立役員に指定いたしました。
田中　勝司	○	―――	経営コンサルティング会社での豊富な業務経験と経営者としての豊富な経験と幅広い見地を有することから、経営監視能力を十分に発揮できると判断しております。また、関係会社や主要な取引先の関係者ではなく、監査役報酬以外に当社から報酬を受けておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度の導入は行っておりませんが、役員報酬に業績や実績を反映させております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数とともに、使用人兼務役員の使用人分給与相当額とその員数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会決議による報酬等の総額の限度内において、経営状態・従業員の給与などとの均衡及び役員の在任期間、職務執行状況または業績評価を考慮し、取締役会決議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社においては、社外監査役を2名選任しております。社外監査役の補佐を担当する専門部署の設置は行っておりませんが、人事総務部において、その役割を担当しております。担当内容といたしましては、稟議書等の重要書類の閲覧補助、重要な事項についてのIT通信手段を用いた情報伝達等を担っております。

また、取締役会開催については、招集通知ならびに議題に関する資料を事前に配布しており、事前に説明を要するものについては人事総務部または経理部より事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役制度を採用しております。平成18年4月開催の定時株主総会において、社外監査役（非常勤）を含む監査役3名を選任し、監査役会を設置いたしました。なお、当社に社外取締役はおりません。

a. 取締役会
取締役会は、取締役5名で構成されており、毎月1回以上開催され、取締役会規程に従い経営基本方針・戦略をはじめとして、経営上重要な意思決定を行っております。また、取締役会では、各取締役より担当業務の執行状況報告及び月次決算報告がなされ、重要な検討事項についても、実質的かつ活発な論議を行っております。

b. 監査役
当社は、監査役制度を採用しております。監査役3名のうち2名は社外から選任し、取締役に対する監視機能が発揮できる体制にしております。
監査役は、取締役会において活発に質問や意見を述べ、取締役の業務執行状況及び取締役会の運営や議案決議の適法性・妥当性を監査しております。また、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、取締役等から業務状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、各部門における業務及び財産の状況を調査するとともに、会計監査人とも定期的に会合を持ち、意見交換を行い、決算期においては、会計帳簿等の調査、事業報告書及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書ならびに連結計算書類につき検討を加えた上で、監査報告書を作成しております。

c. 内部監査室
内部監査制度は、専従スタッフ1名による社長直轄の内部監査室を設置し、業務執行の適法性・妥当性・効率性の観点から計画的に内部監査を実施し、当社の内部統制システムの整備・運用状況の改善に資する報告を行うほか、実地棚卸の立会い等も行い、重要事項については監査役及び会計監査人に報告を行っております。

d. 経営会議
取締役全員及び個別議案毎に関係管理職をメンバーとした経営会議を月1回開催し、中期経営計画や新規事業計画の策定及び進捗管理、設備投資計画等の全社課題について活発な審議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しておりますが、監査役会は3名で構成されており、うち社外監査役は2名であります。取締役会は5名で構成されており、取締役会による迅速な意思決定により、業務執行を行う体制としております。

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、2名の独立役員である社外監査役により、経営監視機能が十分に確保されております。また、監査役による業務執行監視及び監査役監査が実施されており、経営監視機能の客観性及び中立性の確保について、十分機能する体制を構築していると判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算期が1月末日であり、株主総会の開催が集中する月を避ける結果となっております。従前より他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避け、多くの株主にご出席いただきやすい日を設定してまいりましたが、今後もこの方針を堅持する計画であります。
その他	当社のホームページに招集通知を掲載し、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化の一助としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家・地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価と社会的信頼を得るために、当社に関する重要な情報（経営、事業、財務）の公正かつ適時・適切な開示を行うことを情報開示の基本方針としております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算（中間・期末）発表後、1週間以内に開催することとしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のディスクロージャー資料については、情報開示後の翌日までに掲載しております。IR関係の資料についても、速やかに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンスの推進については、定期的に委員会を開催するとともに「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役並びに使用人が法令及び定款等を遵守し、業務運営にあたるよう、研修を通じて指導するとともに、周知徹底する。
(2) 取締役並びに使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告する体制を構築する。
(3) 使用人がコンプライアンス委員会に直接通報することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設け、違反行為の防止に努める。会社は、通報内容を秘密にし、通報者に対して不利益な扱いを行わない。
(4)内部監査部門として内部監査室を設置する。内部監査室は、コンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する課題、問題の有無の把握に努め、必要あればコンプライアンス委員会へ報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 文書管理規程にしたがい、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録して、保存し、管理する。
(2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。
3. リスク管理体制の整備の状況
(1) リスク管理規程を制定し、代表取締役社長が統括責任者として組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応を行うリスク管理体制とする。
(2) リスク管理委員会は、リスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な調整及び指示をするとともに、リスク管理に関する重要な事項を審議し、全社のリスク管理の実施について監督する。
(3) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて顕在、内在するリスクの把握、分析を行い、リスク回避のため、対処マニュアルを作成し、研修を実施する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門における具体的業務内容と効率的かつ具体的達成方策を定めて、業務を執行する。
(2) 経営の重要事項に関し、迅速かつ的確な意思決定を行うため、月1回の定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催する。
(3) 毎月開催される定時取締役会における取締役の業務執行状況報告の他、随時進捗状況のレビューを可能とするITシステムを構築し、全社的な業務効率化に向けて改善を促す仕組みを構築する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社グループにおける経営の健全性及び業務の効率性の向上をはかるため、関係会社の管理担当部署を経営企画室と定め、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。
(2) 関係会社管理規程を制定し、関係会社の事業運営に関する重要な事項について当社への報告または承認を求める他、特に重要な事項については、当社の取締役会へ付議する。
(3) 経営企画室は、関係会社の内部監査担当部門が、業務の適正性に関する監査を行うことを支援、監督する。
(4) 監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、必要があるときは関係会社に対し事業の報告を求め、またはその業務及び財産の状況を調査する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、監査役と協議のうえ、その職務を補助する使用人を置くこととする。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の使用人の独立性を確保するため、その使用人の人事については事前に監査役会の同意を得るものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報
状況及びその内容を速やかに報告する。監査役に報告すべき事項については、「監査役会に対する報告規程」に定め、これによる。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持ち、意見交換を行う。また、内部監査室とは連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
(1) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切の関係を遮断し、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持する。
(2) 反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶し、裏取引や資金提供は行わない。
(3) 警察当局等とも連携のうえ、あらゆる手段により反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保し、組織全体で毅然とした態度で臨む。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1) 当社は、「ミライアル企業行動憲章」に反社会的勢力に対する取り組みを明記し、内外に宣言する。
(2) 反社会的勢力の全社的な対応の総括部署を人事総務部と定め、担当役員が責任者となり、反社会的勢力に関する情報の一元管理を行う。
(3)「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、従業員への周知、研修に努める。
(4) 定期的に取引先の属性情報を確認する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社における適時開示体制の概要は次のとおりであります。

1. 当社に係る決定事実、決算に関する情報

決定事実に関する情報は、人事総務部が取締役会の付議事項を予め入手し、適時開示の対象となる重要事実に該当する事項があれば、経営企画室、経理部IR担当と協議・確認のうえ、開示資料を作成し、取締役会の承認を経て、速やかに開示する。

また、決算に関する情報は、経理部を中心に、経営企画室、人事総務部などが共同して決算開示資料を作成し、決算後45日以内で決算発表をする。

2. 発生事実に関する情報

重要事実に該当する情報が発生した場合は、各部署は情報開示担当役員に報告し、情報開示担当役員は事実を確認の上、適時開示規則に基づき開示項目の確認を行い、開示の要否を情報開示担当者（経理部IR担当、経営企画室長、人事総務部長をメンバーとする）と協議した上で、該当する場合は取締役会に上程し、取締役会の承認を経て、速やかに開示する。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。

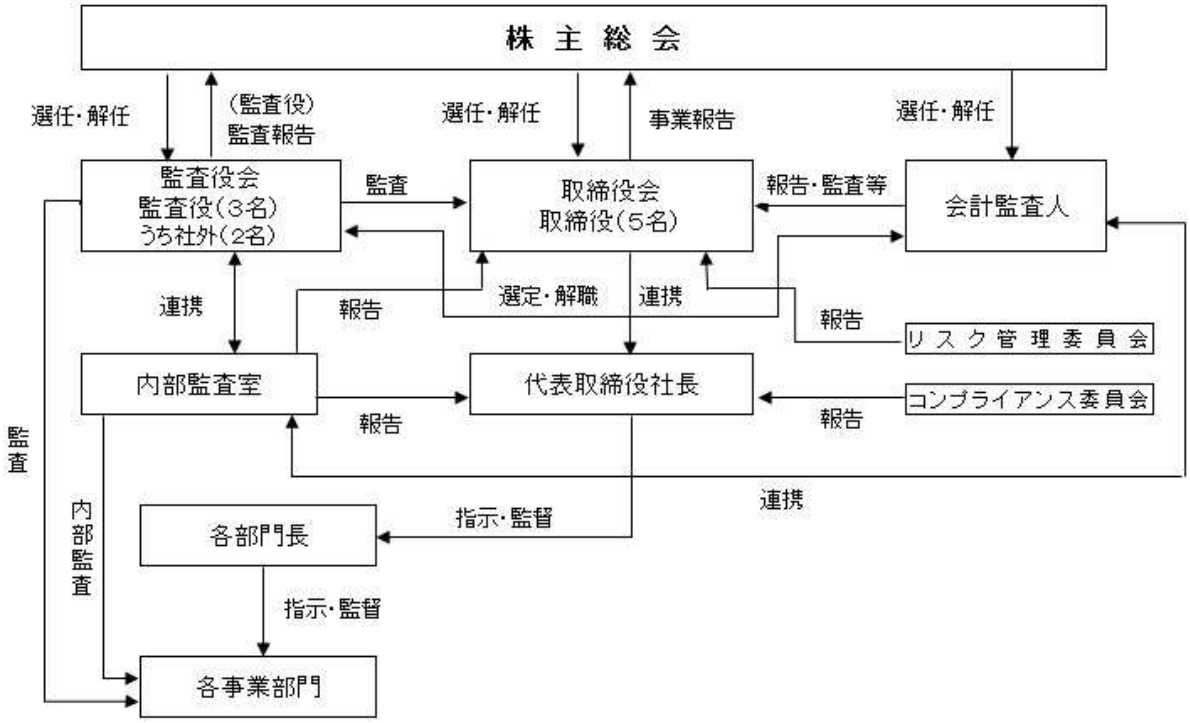

情報開示のフロー図は以下のとおりであります。

